

# スポーツテック活用事業実施要項

令和6年4月1日

令和7年4月1日改訂

スポーツ振興課

## 1 目的

各競技団体に医科学データ機器の活用を推進することを目的に本事業を設置する。スポーツテクノロジー機器（以下、スポーツテック）や医科学データの活用は、現代のスポーツにおける競技力向上に関して、選手と指導者の有用な手段として用いられており、全国・世界レベルの競技者を育成するためには必要不可欠である。各競技団体の競技力向上対策においてスポーツテックの活用が進み、本県選手のさらなる競技力向上と練習環境の充実を図ることを目的とする。

## 2 事業内容

- (1) 支援内容 スポーツテックの購入、レンタル、あるいはサブスクリプションに係る費用、スポーツテックを用いたトレーニング（遠征・合宿を含む）
- (2) 補助金額 1団体あたりの上限200万円  
200万円を超える補助を受けようとするときは、事前に県へ協議すること。
- (3) 補助率 上限4/5
- (4) 補助金の適用にあたっては、当該競技団体長の承認を得ること。
- (5) 機器購入の申請にあたっては、別紙「スポーツテック購入等申請書」を提出すること。
- (6) トレーニング（遠征・合宿を含む）に係る事業内容は（様式1-4）事業計画書に記載し、積算根拠は（様式1-5）収入支出予算書に記載すること。
- (7) 機器等の保管については厳正に行うこと。
- (8) 機器活用に関しては、報告の義務が生じる。

## 3 対象団体

（公財）群馬県スポーツ協会加盟競技団体  
群馬県高等学校体育連盟事務局 加盟専門部  
群馬県中学校体育連盟事務局 加盟競技部  
群馬県小学校体育研究会

## 4 補助対象経費

スポーツテックの購入・使用料・利用料等に係る経費  
スポーツテックを活用したトレーニング事業（遠征・合宿）に係る経費

## 5 申請

スポーツ振興費補助金（競技力向上対策費）に係る申請時に提出のこと。  
原則、補助金の申請にあたっては、各競技団体に設置されているダイレクターがとりまとめの上、申請を行うこととする。  
学校競技団体（高体連・中体連）については、各事務局とりまとめの上、申請できるものとする。

## 6 補助事業の執行方法

この事業は、群馬県が対象団体に補助金を予算の範囲内で交付し、競技団体が事業を実施する。  
執行方法については、群馬県スポーツ振興費補助金交付要綱に準ずる。